

# 清代の雜税と牙行

山 本 進

## はじめに

伝統中国では関所や都市で商品に課する通関税・入市税を商税と称した。商税は唐末頃より出現し、宋元時代に確立したが、明代では税課司局や鈔關あるいは府州県がこれを徵収した。明初の商税は土地税や徭役と較べると相対的に軽微ではなかったが、北辺の軍事費増大に伴い次第に増徴され、明末には苛斂誅求を極めた。<sup>(1)</sup>一方明代後期の江南では、正規財政としての商税とは別に、行戸（牙行）や舗戸に対する官物調達の役が膨張し、清代康熙年間（一六六二—一七二二）に至るまで猛威を振るった。<sup>(2)</sup>

清朝は基本的に明の租税制度を踏襲したが、商業課税が財政に占める役割は明代より低下した。専売税や関税は継承さ

れたものの、商税は独立した税目から脱落して雜税の一種に編入された。清代における雜税とは、田房契税（土地取引税）、當稅（典當の營業税）、牙稅（牙行の營業税）、牛驥猪羊稅（家畜取引税、地域によって様々な名称あり）、落地稅（商品の販売地で課税される取引税）など、商業や流通に対しても賦課される租税の総称であり、魚課や蘆課などを加える場合もある。これらは『大清会典』や『戶部則例』に記載のある正規財政であり、税目ごとに毎年の徵稅額が定められていたが、取引税のように定率で課稅するものは定額（規定額）と溢額（余剩分）とに区別して会計報告がなされていた。

ところが雜税と呼ばれる税制には曖昧な部分が多く、具体的な課税制度や徵收方法は未だ十分には解明されていない。稅額は一般に低く、糸毫に至るまで細数が規定されているが、

地方志には「儘收儘解」すなわち徵収した全数を起解（上級機関へ送付）するとのみ記すものも多い。政書を比較しても相矛盾する記述が多く、清朝中央官僚は雜税についての正確な知識を共有していなかつたものと思われる。

このようないくつかの史料状況に制約されるため、清代の雜税制度を正確に復元することは不可能に近く、参考すべき先行研究も稀少である。そこで本稿では、まず政書や実録を網羅的に検索することにより、雜税という税制度とその変遷を近似的に描出する。次いで、清代にはかなり曖昧となつた商税・落地税・雜税の相互関係について考察する。

また雜税は本来、売り手や買い手から直接徵収されるべきものであるが、実際には売買を仲介する牙行を通して徵収されることが多かつた。私はこれまで牙行に対する非法定的な科徵（地方的徵収）について検証してきたが<sup>〔3〕</sup>、國家の正規課税である雜税との関わりについては論じてこなかつた。そこで最後に、地方志を素材として実際の雜税徵収形態、特に牙行による雜税の請負徵収について、華北と江南の兩地域を見比べながら検討し、清代財政史上において雜税が果たした役割について展望する。

なお雜税という語は、上述のように商業や流通に賦課され

る租税の総称としても、また第二章で検証するように花布税・茶税・菸酒税など各種物品税の総称としても用いられる。そもそも雜税とは特定の税を指すものではなく、「その他諸々の微細な税」程度の意味であるから、その範囲を画定することは不可能である。とりあえず本稿では前者を広義の雜税、後者を狭義の雜税と呼ぶ。論理的には、狭義の雜税に落地税・商税・田房契税・当税・牙税・牛驥猪羊税などを加えたものが広義の雜税である。但し実際には、広義の雜税の大部が狭義の雜税や牲畜税であつたため、一般に雜税と言ふと、概ね各種物品税を中心とした商業・流通課税を指すことが多い。本稿が分析の対象とする雜税は、大部分が商業・流通課税<sup>〔1〕</sup>・広義の雜税であり、従つて以下の行論では特に断りの無い限り、雜税を広義の意で用いるが、そのニュアンスは各種物品税<sup>〔2〕</sup>・狭義の雜税にかなり近いと考えてよい。本文中しばしば落地税・商税をその上位概念である雜税と併記して「落地税・商税・雜税」と表現するのも、二者が事実上似たような性質の税であったからである。

## 一 雜税制度の変遷と牙行

入闋後、清朝は明の財政制度を継承しつつ、明末の過重な税負担を明初の水準に戻して人心の収攬を図った。雑税について見ると、順治帝は元年（一六四四）の即位の詔にて州県の落地税の廃止を宣言し、その後各地を平定する度に、州県による落地税の徵収と官僚・書役・在地有力者による牙行・埠頭の私設を厳禁する詔書を頒布した<sup>(4)</sup>。但しこれらは商業の復興を目的とした一時的な措置であつたらしい。後述するように、落地税改革は雍正・乾隆期にも議論されており、また私充牙行の風潮は雍正期の牙行制度整備まで止まなかつた。

康熙年間に入ると、落地税以外の諸税も整理された。康熙元年（一六六二）には地方官が任意に税單（納稅通知書）を発給して雑税を徵収することを禁じ、一二年には小民が僅かの布や米、蔬菜や果実などを交易する場合の取引税を免じた<sup>(5)</sup>。しかしこの後、雑税徵収は強化されたようであり、康熙二六年には、康熙一五年以降逐次増額された田房契税・牛驥税・當稅・牙稅・酒稅を元の額に戻している<sup>(6)</sup>。

雜税は土地や商品などの取引に課する税であり、觀念的に

は売り手と買い手の双方が負担すべきものであるが、實際には國家による營業許可を受けた仲介業者すなわち牙行が納稅を代行していた。そこで康熙中葉に雑税制度がひとまず安定すると、清朝は牙行制度の整備に着手するようになった。牙行は売買の斡旋を本務とし、問屋を兼業する場合もあるが、流通の結節点に位置するため、明代より税や役を賦課されていた。特に明末清初の江南では「当官」「舗戶の役」などと称される牙行からの官物調達が過重になり、彼らがこの負担を商人や生産者に転嫁したこととに便乗して、在地有力者や地棍<sup>(7)</sup>が牙行を私設して牙用（仲介料）を私収するといった悪弊が蔓延し、深刻な社会問題を醸成していた。そこで清朝は、康熙四五年（一七〇六）より、五年ごとに牙行を審査して牙帖（營業許可証）を更新し、地棍による仲介強要行為の禁止に乗り出した<sup>(8)</sup>。また康熙四八年にも、奸民による牙行私設の禁止が嚴命された<sup>(9)</sup>。このように、康熙年間の牙行政策は私充牙行の排除という消極的措置にとどまり、牙帖を濫發して商業部門からの地方的徵収を拡大しようとする州県を規制するまでには到らなかつた。

牙行制度の整備が本格的に実施されるのは雍正から乾隆初にかけての時期である。まず雍正四年（一七二六）には、州

県による牙帖の濫発を禁止し、発給権を布政使に一元化した。<sup>(9)</sup>しかし牙帖の追加発行が跡を絶たなかつたので、雍正二一年には、布政使に命じて牙帖数を定額化させ、州県官による任意の増添を禁止し、市集が新たに開設された場合に限り牙行の新設を許可することにした。<sup>(10)</sup>また乾隆元年（一七三六）には、經營が悪化した牙行の廃業が認められた。<sup>(11)</sup>それでも州県の牙帖濫発は完全には止まなかつたらしい。乾隆四年には、江蘇省で市集開設時の牙行増添特例を悪用して、一県当たり数十張から百余張もの牙帖を追加発行していたことが明るみに出たため、乾隆帝は再度雍正二一年令の遵守を命じた。<sup>(12)</sup>

このように牙行制度の整備は雍正四年令、雍正二一年令、乾隆四年令によって段階的に進められた。この後、乾隆五年には書役が姓名を偽って牙行に充当することを禁止し、乾隆七年には米豆交易における牙行の価格吊り上げ行為を禁止し、乾隆九年には牙帖を濫発した地方官の直属上司に対する失察（監督不行き届き）処分則例が制定された。<sup>(13)</sup>これらの施行規則が追加されてから、牙行制度はようやく軌道に乗つた。

なお、康熙四五年より開始された五年おきの牙行審査制度は京師では遵守されたが、外省では厳格には施行されなかつた。乾隆三〇年（一七六五）、江西布政使張逢堯が五年編審

制の停止を奏請したのに対し、戸部は、京師の牙行は外省人が多いので、旧例通り五年ごとの審査を継続すべきであるが、外省の牙行は現地の人が多いので、地方官が牙行の廃業に即して隨時牙帖を消却すればよいとして、これを承認した。<sup>(14)</sup>嘉慶九年（一八〇四）には、京師および直隸省の牙行に対し、病没による交替を除き、任意に廃業することを改めて禁止している。<sup>(15)</sup>

江蘇省で市集開設時の牙行増添特例を悪用して、一県当たり数十張から百余張もの牙帖を追加発行していたことが明るみに出たため、乾隆帝は再度雍正二一年令の遵守を命じた。<sup>(12)</sup>

このように牙行制度の整備は雍正四年令、雍正二一年令、乾隆四年令によって段階的に進められた。この後、乾隆五年には書役が姓名を偽って牙行に充当することを禁止し、乾隆七年には米豆交易における牙行の価格吊り上げ行為を禁止し、乾隆九年には牙帖を濫発した地方官の直属上司に対する失察（監督不行き届き）処分則例が制定された。<sup>(13)</sup>これらの施行規則が追加されてから、牙行制度はようやく軌道に乗つた。

牙行に課される正規の税は牙税であるが、その額は微少であり、牙税自体よりも当官などの税外徵収の方がはるかに過重であった。雍正—乾隆初の牙行制度整備は、牙行に対する地方的徵収を排除しながら、前著で解説したように、江南では当官のような官物調達慣行を陋規という牙税の付加徵収に置き換えることによって、州県の恣意的収奪には一定の歯止めが掛けられた。

牙行制度の整備と並行して、商税や落地税の整理も進められた。明代の商税は戸部に送金される外、課税地で截留して兵餉や河工経費などに使用されており、清朝も建前上これを踏襲したが、実際には地方衙門の行政経費に充てられていたらしい。商税や落地税の正額は牙税と同様少額であったが、溢額（盈余すなわち付加徵収）は相当大きく、雍正期以降、

これら末端機関の自由裁量が許される徵収が養廉（俸給外の給与）の原資として用いられた。<sup>(18)</sup>

雍正帝はまず、雍正七年（一七二九）一二月の上諭で「朕は即位以来たびたび、各地の地方官が落地税を徵収しても、上納される正額はごく僅かで、大半は盈余として私物化されているとの報告を受けてきた。雍正三年には某人が、広西省梧州府では、一年間の稅収が四一五万両あるのに、起解される正項は一万一八〇〇両に過ぎず、潯州府では、一年間の稅収が二万両あるのに、起解される正項は四六〇〇両に過ぎないでの、広西巡撫に調査させ、また各省の落地税抽収機関に命じて実情を報告させるべしと条奏した。その直後九卿が會議して、各省の督撫に命を下し、委員を選んで監督させ、一年後に盈余の数量を報告させるべしと奏聞した。……朕はそこで某人の条奏と九卿の議奏に従い、各省の督撫に命じて、委員に抽税を監督させ、科則を定めさせた。実徵数が旧額に満たないものは、報告させ、減額するよう命じた。一年來盈余数を報告してきた所には、盈余を現地に留め置いて、各官の養廉の原資としたり、地方公費に充てたりするよう命じた。もし官員の必要経費を確保するならば、妄りに民財を徵収することもなくなるであろうし、地方の公費を確保するならば、

民力を休めることもできよう。これは小民の財物を人民のために用いることに他ならず、決して貪官汚吏の欲望を満足させるものではない。もし督撫が府州県を正しく指導して、一年間の收入を全て報告し、額数に及ばない場合は減免を請うのであれば、賦稅は常に欠乏せず、万民は皆恩惠を被るであろう。しかしながら聞くところによると、外省の督撫には指導が適切でない者が多く、朕が民を愛し弊を除く善政を行おうとするのに、愚かな府州県官は、耗羨帰公の名を借りて私腹を肥やしたり、少しでも多く取ろうとしたりするので、その結果、肩で担ぎ背に負う程度の僅かな商品からも全て稅課を徵収するに到り、当該の督撫も念入りに監査しない。そのため人民は重負担に苦しみ、朝廷が増稅を企図したのではないかと疑うことはあっても、朕が人民を愛養しているとは決して思わないでのある。……各省の督撫に命じて、朕の詔を印刷して頒布させ、この詔が行き渡つてから後、なおも火耗を増徵する者がおれば、発覚の後、増徵した官員は直ちに現地にて処罰し、監督不行き届きの上司にも必ず重罰を科するであろう」と述べ<sup>(19)</sup>、各省督撫に①落地税の実徵数の調査、②盈余（耗羨・火耗）の帰公と養廉や公費（地方行政経費）への充当、③耗羨帰公に便乗した盈余増徵の厳禁などを下命し

た。

次いで帝は、翌八年一月の戸部に下した上諭の中で「これまで各地の落地税は、大半が（溢額を隠匿して）地方官の懐に入れられていた。そこで例を定め、盈余四〇〇両を届け出ることに、一級を加えることとしたが、次第に届け出が増えてきたため、八〇〇両につき一級を加えることに改めた。……しかし落地税は正項錢糧のようない定の税額が決まっているわけではないので、（盈余を）隠して私物化する者は当然処分すべきであるが、（盈余の）増収を競う者もまた議叙すべきでなく、処分すべきである。……今後各省で（府州県が）落地税や田房契税を過剰に需索し、盈余が正額の二倍にも及んだり、十数年前に購入した土地に無理やり課税したりするようなことがあれば、督撫に命じて強劾させ、上司が不正を見逃したり庇つたりした場合には、例に照らして処分せよ。正額外に徵収した盈余については、八〇〇両につき一級を加え、多くとも三級以内とせよ」と述べ<sup>(20)</sup>、溢額の帰公を獎励するため、盈余八〇〇両ごとに一級を加えるとともに、昇級を目的とした落地税や田房契税の過剰徵収を禁止した。

落地税は一応の目安として定額が決められているが、課税方法は貨物取引額に応じた定率制であったため、溢額の増加

は商品流通の活発化、税捕撃率の向上、私物化部分の圧縮によるものなのか、それとも需索の強化によるものなのか、見分けが付かない。従って溢額を準公的財政に組み込んでも、人民の負担が軽減されるとは限らないのである。そこで雍正帝の没後、乾隆帝は落地税自体の削減に乗り出した。雍正一三年（一七三五）一〇月の上諭には「朕が聞くところによる」と、各省・各地方には閏税・雜税の外、落地税という名の税がある。凡そ鋤・筭・薪炭・魚蝦・野菜などは、値段が微少であるのに、必ず調べ上げて税を取つた後、始めて販売を許す。また東市で仕入れ、既に税を納付したのに、これを西市で販売すると、再度税を取られる。郷村や僻遠の地では、官僚の目が行き届かないため、胥役を派遣して徵収したり、牙行に代納させたりしているが、官に納付されるのは甚だ少なく、奸民や悪徳吏員の私腹を肥やしているに過ぎない。そして人民は重い負担を強いられている。そこで各省に命を下し、凡そ市集の落地税は、府州県城内で、人が多く集まり、交易が盛んであり、なおかつ官員が稽査し易い所では、旧例通りに徵収するが、額外の苛索や重複徵収は許さない。郷鎮や村落では、徵税を全て禁止し、貪官汚吏が言い掛かりを付けて需索することを許さない。各省の督撫に命じて、全省の徵稅

額数を原額と新增に分別し、並びに原設の税口および課税対象とされる貨物で残すべき品目と廃止すべき品目を併せ、冊子を作成して報告せよ。裁革や禁約を如何にすべきかは、詳細な冊子を作り、戸部に報告せよ」とあり、交易の活発な都市では落地税を存続させるが、郷鎮や村落ではこれを廃止することが言い渡された。

ここで注目されるのは、郷村の落地税は牙行によって代納されているという乾隆帝の認識である。落地税およびその盈余は、本来税口や地方衙門が商人から直接徴収すべきものであるが、第三章で詳述するように、実際には市集の牙行によって請負徴収されていたようである。雍正・乾隆期の牙行制度整備と落地税改革は、牙帖の濫発を禁止して課税対象牙行を固定し、併せて牙行を通した落地税徴収を止めることにより、州県による需索を制限することを目的としていたと考えられる。

落地税改革と並行して商税や雑税も整理が行われた。乾隆税改革が実施された。同年一月には、雍正二年令および三年令に違い、徐州府属四県の落地税を閑税に繰り入れ、また家人や書役による額外徴収を許したとして、年希堯が弾劾され、彼の家人鄭三が逮捕された。<sup>(23)</sup>乾隆二年（一七三七）

には、湖北省安陸府・襄陽府・鄖陽府の市集の一部、江西省袁州府・饒州府・山東省濟南等府・德州・濟寧州、雲南省雲南府・曲靖府・元江府・大理府・楚雄府・永昌府・普洱府、武定府・麗江府、甘肅省平涼府・臨洮府の一部鎮・駅などで落地税が廃止されたとの報告が寄せられている。<sup>(24)</sup>翌三年には、奉天では牛や驃馬に対する落地税の定額外徴収を行ってないことが、河南省では落地税が無いことが、それぞれ報告され、江蘇省でも截留された落地税二四四八兩五錢の免除が裁可されている。<sup>(25)</sup>四年には、直隸總督孫嘉淦が前總督李衛の落地税廃止に続き、新たに正定府の木税を廃止し、貴州總督張廣泗が茶やタバコなど一〇〇斤以内の取引について落地税を免除した。<sup>(26)</sup>

落地税改革と並行して商税や雑税も整理が行われた。乾隆元年（一七三六）には、浙江省嘉興府・台州府・温州府・兪州府の海口の一部で商税が、翌二年には、湖南省の永州府・常德府・寶慶府武岡州・岳州府巴陵県で商税や盈余雑税が、それぞれ廃止された。<sup>(27)</sup>六年には安徽省桐城県で商税と協洛昌平州の積銀（盈余）が廃止され、貴州省では遵義府・銅仁府の商税や雜税も改革の対象となつたのである。

一方牙行については、乾隆四年令が下された翌年、河南省で州県が牙帖を私給して発行手数料である帖費を徴収し、また祥符県朱仙鎮では旧帖交換の際にも定帖銀と呼ばれる手数料を取ることが報告されているよう<sup>(28)</sup>に、直ちに州県の陋規需索が全廃されたわけではないが、直隸省では乾隆六年（一七四二）、総督孫嘉淦が①遠隔地交易商品や經紀の価格評価を必要とする商品を除き、落地税を免除し、牙帖を廃止する、

②難行牙帖を廃止する、③牙帖と落地税は表裏一体なので、落地税の無い州県では城廂のみにて牙行の営業を認め、郷鎮村落での税徴収を禁止する。落地税のある州県では規定の場所で徴税を許す。牙帖の質入れや売買は禁止する、④新開の集場を除き、牙帖の任意増添を認めない、⑤順天・保定・河間・正定・順德・広平・大名七府と冀州・深州・定州三直隸州では、従来定額外に牙帖を発給し、盈余牙税を徴収していたが、これを禁止する、という内容の牙行整理を実施した。<sup>(29)</sup>④と⑤は乾隆四年令の再確認であり、②も取扱品目を限定して需索を予防する措置であるが、①と③は落地税徴収を免除された商品や場所において牙行を廃止する命令である。なおここで言う牙行とは、落地税の徴収権を持つ官許の仲介業者を指しており、經紀と総称される、徴税が許されていない無

免許の仲介業者は含まれない。經紀は定期市での交易に不可欠な存在であり、官も彼らの存在を否定してはいない。このように落地税改革は徴収を事実上代行する牙行の整理と結び付いていた。また乾隆九年（一七四四）には、安徽省一三府州の牛驢・花布・煙油税で、徴収実績が無く地方官が代納しているものや、市集が無く行戸・舗戸・一般民衆に代辦させているものを廃止した。<sup>(30)</sup>

この後しばらく落地税・商税・雜税や牙行に関する記録は会典や実録から姿を消す。商税が再度史料にまとまって出てくるのは乾隆二十九・三十両年（一七六四・六五）のことである。嘉慶会典によると、二九年に直隸・湖北・湖南・雲南の各府州県で商税額が画定され、翌三十年には江蘇・福建・山西・江西・廣東でも府州県の商税額を定めている。<sup>(31)</sup>その後乾隆四一年（一七七六）には、直隸・奉天・湖北・湖南・江蘇・福建・山西・江西・廣東・安徽・陝西・甘肅・浙江・河南・山東・四川・廣西・貴州・喀什噶爾<sup>カシ・ガル</sup>の一九省・地域で雜税の税目と税額が画定された。<sup>(32)</sup>同時に、落地税の対象商品・免税商品の一覧と税率を徴稅場所に掲示することが義務付けられ、また郷村での落地税徴収を禁止する雍正一三年令が再度布告された。<sup>(33)</sup>但しこれら全国規模での商税や雜税の定額画

定は実録に全く記載が無く、その目的は不明である。なお、

この頃には全額起解して公費に充当される溢額＝盈余も事実上定額化され、州県が實際徵収した雜税から正額と盈余を差し引いた部分が地方行政経費に回されるようになつたものと思われる。

それでは、乾隆初の改革によつて落地税・商税・雜税の徵収を口実とした商人に対する需索の弊は止んだのであらうか。嘉慶四年（一七九九）、尹壯岡が各省の陋規を清査することを請うた上奏によると、乾隆三〇年以後に付加された各種の陋規は全て廢止せよとあり、これに対する上諭には、地丁・

塩課・差徭だけでなく、市集の税課においても、存剩と呼ばれる陋規が付加徵収されていることから<sup>(35)</sup>、改革後も浮収は全廢されなかつたことは確かである。しかし深刻な需索が商業を圧迫しているという記録は、乾隆初以降ほとんど見られなくなることから、牙行制度の整備と広義の雜税の削減

によって、國家による商業部門からの徵収ルールはひとまず完成されたと考へてよからう。

### （1）商税

商税は船料と並ぶ通関税の一種であり、鈔閔で徵収されるものは定率制で定額は無いが、各省の税課司局で徵収されるものは定額があり、会典では雜税に含まれる。基本的に両者とも国税として布政司に送金されるが、前述の如く、課稅地で截留して地方行政経費とすることもあつた。雍正期以降、

## 二 商税・落地税・雜税の特徴

前章では清初から清代中期に至る雜税制度の変遷について概観したが、各税目の内容については触れなかつた。大略的に述べると、商税と落地税が商品の通関・販売税で、これに牛驥猪羊税・田房契税・花布煙油等税・牙税・当税・（狭義の）雜税など特定商品の取引税や特定商人の營業税を加えたものが（広義の）雜税である。但し、地域により税目、名称、徵収方法などはまちまちであり、会典や則例はそれらを羅列するだけで、名称の統一や各税間の整合性には配慮がなされていない。そこで本章では、政書や実録を手掛かりに、この三税の特徴について検証する。

表1 各省における商税・落地税額および雑税総額の推移

	康熙会典	雍正会典	乾隆会典	嘉慶会典	咸豐則例
直隸			9,230 <sup>(2)</sup> /26,919 34.2	40,738/126,496 32.2	
山東	6,385 <sup>(1)</sup> /38,625 16.5	9,439 <sup>(1)</sup> /22,711 41.5	15,138 <sup>(3)</sup> /33,160 45.6	17,524 <sup>(3)</sup> /30,856 56.7	
山西	34,470/63,681 54.1	28,405/51,844 54.7	38,277/38,766 98.7	19,175/27,049 70.8	18,938
江蘇		36,420/115,492 31.5	20,196/24,252 83.2	14,227/17,065 83.4	14,227
江西	12,064/32,333 37.3	21,001/34,123 61.5	90,759 <sup>(4)</sup> /91,069 99.6	90,907 <sup>(4)</sup> /91,623 99.2	5,256
福建	14,566/34,084 42.7	528/27,775 1.9	8,044 <sup>(5)</sup> /8,044 100.0	16,063/22,503 71.3	16,063
浙江				1,018 <sup>(9)</sup> /4,807 21.1	
湖北	5,184/34,537 15.0	290/22,554 1.2	4,415/38,065 11.5	3,374/40,803 8.2	3,374
湖南	5,963/14,506 41.1	6,270/14,823 42.2	3,935/15,502 25.3	3,935/15,492 25.4	3,730+
陝西	1,863 <sup>(1)</sup> /42,654 4.3	5,180 <sup>(1)</sup> /40,623 12.7	16,994 <sup>(6)</sup> /26,950 63.0	34,558 <sup>(6)</sup> /46,014 75.1	
甘肅	6,022/46,221 13.0	5,070/60,787 8.3	4,988/14,257 34.9	5,271/15,835 33.2	378+
四川			189,248 <sup>(2)</sup> /191,295 98.9	23,529 <sup>(10)</sup> /29,572 79.5	
広東			119,200 <sup>(3)</sup> /120,417 98.9	50,443 <sup>(10)</sup> /81,774 61.6	2,025
雲南	13,418/32,359 41.4	14,687/34,256 42.8	55,026 <sup>(7)</sup> /151,167 36.4	56,771/147,665 38.4	56,308

出典：康熙『大清会典』卷35、戸部19、課程4、雜賦

雍正『大清会典』卷53、戸部、課程5、雜賦

乾隆『欽定大清会典則例』卷50、戸部、雜賦下、落地牛馬猪羊等項雜課

嘉慶『欽定大清会典事例』卷195、戸部、雜賦、落地牛馬猪羊等項雜稅

咸豐『欽定戸部則例』卷41、閏稅4、商稅銀兩

- 註 : (1)課程銀 (2)雜貨稅 (3)落地雜稅  
 (4)雜辦商賈課鈔等稅 (5)商雜貨稅 (6)商筏（雜）稅  
 (7)商稅酒稅等項課程銀 (8)落地商雜稅 (9)落地稅  
 (10)落地過道稅 (11)落地雜稅+商稅

会典の数値は、上段左側が商税または落地税の額（註記のないものは商税額）で、右側が雑税総額（何れも単位は銀両。小数点以下切り捨て）、そして下段が百分比（小数点二位以下切り捨て）である。則例の数値は商税の額で、+は額外に儘収盡解を加える。商税や落地税は地域によって名称や課税対象にかなりの違いがあるが、原則として「商」「落地」の文字があるものを採っている。

商税の盈余は国庫に提解され、養廉の原資として用いられた。また会典によると、乾隆二九・三〇年に各省の商税額が画定された。

商税と落地税は淵源を異にするものの、流通に対する課税という点では共通している。だが商税・落地税の正額やその雑税正額全体に占める割合は、地域や時代により大きく異なっていた。また商品経済の発達した長江流域や華中南海部で特に商税・落地税が多いと言うわけでもなかった（表1）。

商税は商品の流通に対する課税であり、従つて客商や舗戸が納税すべきものであるが、実際には売買の仲介者である牙行による請負徵収が広範に行われた。牙行による商税の包攬は明代中期より拡がり始めるが、この趨勢は清代にも継続した。たとえば雍正八年、山西巡撫と山西布政使の上奏によるところのある県では商税と牲畜税を牙行が包攬しており、付加徵収の一部を私物化していることが指摘されている。<sup>(37)</sup>また雍正二年（一七三三）、湖廣總督邁柱の上奏によると、湖北省安陸府では、商税や茶税は經紀・脚夫・埠頭より循環簿に記された商品取引額に基づいて徵収され、石牌・豐榮など一九鎮では市集の牙行が代納し、鄭家橋など二五小場では小販が直接納税していた。ところが康熙五六年に、京山県の

監生夏可俊が勝手に碑文を建てて商税の納付を拒否し、府内の書吏や地棍がこれに乘じて税銀を着服したが、雍正一〇年、知府偉璡により元に戻されたとある。<sup>(38)</sup>このように商税は府を単位に額が設定され、官許牙行の存在する市鎮では物品流通量を把握している牙行によって請負徵収されていたが、時として牙行による不正徵収も発生した。

## （2）落地税

落地税とは商品の販売地で課税する取引税であり、商税との類似性が強い。<sup>(39)</sup> 落地税は順治初頭に一旦廃止されたが、その後復活したようであり、康熙一九年（一六八〇）、許承宣の「請禁額外苛徵疏」には、税外の税として落地税の名が挙げられている。<sup>(40)</sup> 徵収方法も商税と同様、原則は定率制であるが、実際には目標値が定額として設定され、それを超えた分すなわち溢額が盈余とされた。当初盈余は規礼として官僚間で私的に授受されていたが、雍正帝によつて提解歸公されるようになつた。<sup>(41)</sup>

落地税額は商税と同様、主に府を単位として設定されていいた。たとえば雍正六年（一七二八）、雲南總督鄂爾泰の上奏によると、雲南・曲靖・大理・永昌・楚雄・元江六府では落

地税と商税は府が委員を通して抽収する<sup>(42)</sup>とあるが、雍正八年、廣東布政使王士俊の上奏によると、同省では落地税の多くは知府によって管理され、田房税は専ら州県によって管理されるとある。<sup>(43)</sup>また雍正九年、湖南巡撫趙宏恩の上奏によると、

荊州府に到着した貨物は知府によって落地税を徵收されるだけなく、鈔閥で船税も徵收されるとして、後者の廢止を訴えている。<sup>(44)</sup>趙の前任者の王国棟も、湖南省辰州府では塩と木の落地税を知府が徵收すると述べている。<sup>(45)</sup>更に雍正七年、山西を巡察した戸科掌印給事中宋筠の報告によると、潞安府や沢州府では落地税が甚だ多く、知府が人に委ねて徵收させていた。<sup>(46)</sup>四川では乾隆元年、巡撫王士俊により、寧遠府知府の落地税徵收業務が通判に移管されている。<sup>(47)</sup>

落地税の納税者も、商税と同じく都市や定期市で商品を販売する商人や農民である。しかし取引一回ごとの税は僅少で徵税効率が低く、また奏銷（会計報告）が煩瑣なため、前述の如く、康熙末には公捐より代納する地域もあつたが、大抵は牙行に徵收を請け負わせていた。康熙二年（一六七二）、

都察院左副都御使李贊元の「請禁無藝之徵疏」によると、奸

民や悪棍が書役と結託し、賄賂を納めて行帖や執照を受領し、牙行・經紀・集頭・保長などになりすまして、人民より落地

税を奪っていたようである。<sup>(48)</sup>そこで雍正年間には、牙行制度の整備と落地税・商税の整理が並行して行われた。乾隆帝も雍正一三年の上諭で、鄉鎮や村落の落地税を廢止し、交易の盛んな府州县城でのみ課税を許した。

なお河南省では牙税の付加税が落地税に代替した。咸豐『欽定戸部則例』卷四一、閏税四、落地税銀の項には「河南省各属の額として徵すべき老税・牙帖税銀、其れ行戸の歇業せし者有らば、即ちに開除を行ふ」とあり、同じく雜税銀両の項には、河南省の雜税として老税・盈余正額・新增額税・活税の名が挙がっており、牙税の付加税である老税・盈余・新增・活税などが落地税として徵收されていた。<sup>(49)</sup>また『河南錢糧冊』の「七項雜税銀兩簡明省總清冊」にも、房地税・当稅・牙稅の他、盈余・新增・活稅・老稅が列挙されているが、これらも落地税に相当するものであろう。因みに、乾隆二九年、河南巡撫阿思哈の上奏によると、懷慶府河内縣清化鎮では税課大使が老稅を徵收していた。<sup>(50)</sup>

### （3）雜税

冒頭で述べたように、雜税とは広い意味では国家財政の中から地丁・漕糧・塩課・閑税などを除いた「その他諸々の税」

のことであり、非農業部門からの徵収全般を指すが、狹義には各種商品に対する物品税を指し、従って商税や落地税と混同されることもある。表2は康熙会典と嘉慶会典に収録された雜税の税目を省ごとに書き出したものであるが、前者が実際に雜多であるのに対し、後者は相当減少しており、時代とともに雜税が整理されたことをうかがわせる。どちらも広義の雜税を示しているが、ただ嘉慶会典には田房税（地税）・牙税・当税が省略されており、これを加えると両者の差は縮まる。また嘉慶会典には細目の中に牛驥税や商税などと並んで「雜税」が含まれているが、たとえば江蘇や安徽の場合、嘉慶会典で「雜項税」や「雜税」に相当するものは康熙会典では花布煙包税・花布煙包油麵等税・槽坊酒税であり、また湖北や福建の場合、嘉慶会典の「雜税」は康熙会典の茶税・酒税・鐵税に相当することから、狹義の雜税とは棉花・棉布・タバコ・油・酒・麴・茶・鐵など雜多な商品に課せられる物品税の総称であることがわかる。そのため必ずしも流通過程で課税する必要はなく、直隸の缸麵税（酒瓶や麴に対する税）のように生産者に課せられた可能性が高い税目もあるが、大半は鈔閥や販売地で課税されたのである。

商税や落地税と同様、雜税も商工業者による請負徵収が行

われた。たとえば道光一八年重修『雜税全書』によると、雍正一三年の上諭により、それまで鄉鎮や村落の屠戸（精肉業者）より徵収していた常熟県の落地雜税盈余銀八兩五錢七分江陰県の一兩四錢三分五釐、丹陽県の二一兩四錢三分一釐が廃止されたとある。<sup>(53)</sup>また康熙初頭の江南・湖廣・陝西・福建では、本来牙行・典當・舗戸が負担すべき牙税・当税・門攤税・魚課など広義の雜税を、牙行や舗戸が少ないと理由に、貪官汚吏が地丁に繰り込んで徵収するという弊害も見られた。

なお会典によると、乾隆四一年に各省の雜税額が画定されたようであるが、多くの税目が「儘收儘解」すなわち原額を定めず、徵収した全てを起解するよう改められている。とは言え、実徵数を確認する帳簿が作成されるわけではなく、府州県の申告通りに起解することを許したのである。これにより雜税は地方衙門が彈力的に徵収し、比較的自由に使用し得る、事実上の地方財政へと転換した。

以上、政書や実錄の記載から清代の商税・落地税・雜税の特徴を概観した。本来、商税は鈔閥や税課司局で徵収される通關稅や入市稅、落地税は城市や鄉鎮・市集など商品の販売

表2 康熙会典と嘉慶会典に見える雜税項目の比較

省	税目
直隸 康嘉	房地稅/當稅/牛驢等稅/花布稅/缸鉢稅/酒稅/田產稅契/牙帖稅/龍泉紫荊等閥口稅/海稅/抽印木植/河利/磚料/學租/綿麻/綢粟折色/房租/空運斤額徵/居庸關額徵 牛驢稅/花布/燒缸/海稅/河利/綿麻/綢粟/丁字沽稅/雜貨稅/窖稅/獨石口稅/商稅/古北口斗稅
盛京 康嘉	舖行戶稅/襍稅/經紀稅 雜稅/山藥稅
江蘇 康嘉	田房稅契/牙帖塗牙稅/牛驢猪羊花布煙包稅/當稅/槽坊酒稅 雜項稅/牛驢等稅/商稅
安徽 康嘉	田房稅契/牛驢等稅/花布煙包油麵等稅/牙帖稅/當稅/槽坊酒稅 雜稅/牛豬稅
浙江 康嘉	稅契/牙稅/牛稅/祿稅/當稅/酒稅/馬稅/駐防各旗雜稅/外賦並南閩板 牛稅/雜稅/馬稅/落地稅
江西 康嘉	匠班/商稅/田房稅契/當稅/牙帖稅/酒稅/牛稅 雜辦商賈課鈔等稅/牛稅/酒稅/鬱稅
湖北 康嘉	駁塗道項下塗牙稅/武昌廠船料/漢陽府船稅/商稅/田房稅/當稅/牙稅/茶稅/鐵稅/酒稅/牛驢稅 武昌船料/漢陽船稅/商稅/牛驢馬稅/雜稅
湖南 康嘉	駁道項下塗引布稅/駁道項下茶引稅/各府商稅/牙祿稅/田房稅/牛驢稅/當稅/酒稅 布稅/商稅/牛驢馬稅
福建 康嘉	五閩併課稅司額徵/當稅/牙黏祿稅/牛豬稅/茶稅/酒稅/漁課/耗羨 雜稅/商稅/牛豬稅/河稅
山東 康嘉	當稅/牙行祿稅/稅契/牛驢稅/船稅/酒稅/塗行經紀/課程/匠班/更名房地租/房基租/集房河灘房基等租 牛驢等稅/船稅/落地商雜稅
山西 康嘉	溢額商稅/田房稅契/當稅/牙帖稅/槽坊稅/木筏稅/大同各路城堡房地租課/殺虎堡馬牙稅 溢額商稅/木筏稅/馬稅/畜稅/煙稅/雜稅/油櫟等/酒課
河南 康嘉	老稅/牙帖/活稅/當稅/房地稅契/酒稅/雕墳添匠/磁磚石磨折 老稅/活稅/新增稅/余額
陝西 康嘉	停免/匠傭併盛費/課程稅課/鞘箱/橐材折值/各府並潼關商役房地租稅/畜稅/駐防徵收畜稅/當稅/牙稅/酒稅/地稅 課程/橐材折值等/商雜稅/畜稅/駐防徵收畜稅/磨課/審稅
甘肅 康嘉	課程/地稅/田房稅契/年例盤腳値/停免/匠傭/鹽課程/商稅/畜稅/地稅/磨課/牙稅/當稅/課程額徵/茶課/店租 /棉花店積余/褐稅/釐稅/酒稅/塗稅 課程/年例盤費腳値/匹値/商稅/馬畜等稅/磨課/房租/菜味茜草舖塾/農桑/褐稅/煙稅/山貨稅/架稅/丁站
四川 康嘉	彝民認納差期/屯租/黃蠟折值/寄莊糧/草籽糧/秋糧/漁油課/水碾磨課/雜貨稅/牲畜稅/酒稅/牙行/油井/茶稅/茶 課 黃蠟折值/草籽糧/秋糧/碾棹磨課/雜稅/落地過道稅
廣東 康嘉	酒稅/當稅/稅契/炉餉/祿稅/牙祿稅/香山礮旱路稅 落地雜稅/鎗稅/商稅
廣西 康嘉	模稅/魚苗/錫箔糖油榔等稅/花麻牛猪等稅/牙帖稅/當稅/酒稅/田房稅契 雜稅/小稅
雲南 康嘉	花斑竹/差堯/礦稅/商稅酒稅等/魚課/學稅/牛稅等/戶口食鹽/紙筋/納樓司差堯/開化附納食鹽/馬街稅/商課/田錢 地譜等/普洱商稅/年例草場地租等 花斑竹/田錢地譜戶口等/商稅/民辦站/紙筋/子花/廠課
貴州 康嘉	祿稅/牙帖/水麥飯/魚課/販田 雜稅/婺州縣塗稅/水銀稅課

出典：康熙『大清会典』卷35、戶部19、課程4、雜賦

嘉慶『欽定大清会典事例』卷195、戶部、雜賦、落地牛馬豬羊等項雜稅

地で徴収される取引税、狭義の雑税は特定物産に対して課せられる物品税であり、これに田房契税・当税・牙税・牛驥猪

羊税・船税・魚課・蘆課などを加えたものが広義の雑税である。

商税や落地税は商人が、雑税は商工業者が支払うべき税であるが、課税基準が複雑で税額自体も微少であることから、概ね牙行によって請負徴収されていた。しかし商税・落地税・雑税の包攬や当官の割り当ては、牙行の商民に対する需求を激化させたため、雍正から乾隆初にかけて牙行制度が整備され、官許牙行のみに牙帖を頒給して徴税請負権と納税義務を付与した。

但しある商品に対し商税・落地税・雑税の全てが課されていたのか、それとも一部が課されていたに過ぎないのか、定かでない。おそらくこれらは会計上の名称に過ぎず、実際にそれはそれぞれの牙行から牙税とその附加税（商税・落地税・雑税を含む）が徴収されていたのであろう。地方官は牙行から徴収した附加税の中から各税の正額と盈余（儘収儘解の場合は建前上全額）を布政使に起解し、残りを府州県の行政経費に充当していたものと思われる。従って商税・落地税・雑税の徴収方法は地方によってまちまちであった。次章では地方志を手掛かりに、その実態を解明しよう。

### 三 牙行による雑税の請負徴収

清代の落地税・商税・雑税は主に牙行によって請負徴収されていた。しかし牙行の存在形態は華北と江南では大きく異なっていた。清朝は江南では上層牙行のみを官許牙行にして、諸税を請負徴収させ、官物調達の役に当てるとともに、商業秩序の維持業務を担わせた。牙帖を頒給されない、その他大勢の仲介業者は、一般に經紀と呼ばれた。華北でも牙行と經紀の区別はあったが、牙行の資力にあまり差がなく、流通の組織化も進んでいなかつたため、相対的に零細で多数の仲介業者を官許牙行としなくてはならなかつた。そこで本章では、華北と江南における牙行の雑税請負の実態について考察する。

#### (1) 華北

華北諸省の中で定期市交易が最も発達していたのは山東省であり、雑税に関する史料も比較的豊富に残されている。たとえば濟南府長山縣の周村と東閔では市集の經紀が売買を仲介し、毎年課程銀一四両五錢八分、牙雜銀六錢一分、牛驥稅銀三兩を県に納付していた。<sup>35)</sup> 山東省の地方志には、市集の稅

として課程税・牙難税・牛驢税を挙げるものが多々、広義の雜税である牛驢税を除く前二者が落地税・商税・狹義の雜税に相当する徵収であると思われる。<sup>(55)</sup> 牙難税とは牙税あるいは牙税と狹義の雜税の意であろう。では課程税とは何か。道光『商河県志』卷三、賦役、課税には、市集ごとの税目と税額が列挙されているが、場内集を除く三〇箇所の市集全てに課程税が課されている。その内訳は、課程税・牙難税・牛驢税の三税を課するものが五箇所、課程税と牛驢税または牙難税の二税を課するものが一四箇所、課程税のみを課するものが一一箇所である。城内集は布行牙難税と牛驢税が課されている。このことから課程税が市集における最も普遍的な税であったことが理解される。また、光緒『臨朐県志』卷六、賦役には、雜税・典税・稅契・課程・牙難税・牛驢抽税の名が見えるが、牙難税の項の割り注に「課程とともに、帖費を納めて充当している各行の經紀の名義の下に徵収する。各則等しからず。ともに帖一二二張あり」と記されており、課程税が牙税と同様牙行（臨朐県の場合は官許牙行の下で働く經紀）により徵収されていたことを伝える。乾隆『魚台縣志』卷八、賦役、雜税にも「乾隆三年（一七三八）より頒給された司帖は二三三張、徵収すべき課程銀は四一二両三錢、牛驢抽税銀は三一

両八錢二分、牙難抽税は一五七両三錢五分、合計六〇二両四錢七分である。乾隆二六年、南陽の煙行一戸が廢業したため、司帖一張、課程銀八両を除く。又乾隆二八年、南陽の屠行一行が廢業したため、司帖一張、課程銀一〇両を除く」とあり、司帖の頒給と引き替えに課程の納税が義務付けられていた。やがて清末・民国期になると、課程税は牙税と同一視されるようになる。<sup>(56)</sup> 以上のことから、課程税とは落地税や商税の原資となる科徵で、牙行や經紀より徵収されていたと考えられる。因みに、康熙会典に見られた山東省の課程銀は、嘉慶会典では落地商雜税に置き換えられている（表2）。

課程を落地税と明言する史料もある。乾隆『濟寧直隸州志』は康熙三〇年代頃の知州吳權の『救濟錄』に収録された「雜稅論」を引用して、次のように述べる。「額外の徵収に六あり。課程・牙難税・牛驢抽税・班匠・稅契・當稅である。……課程の額は一二二八両で、稅課局大使が徵収して送付する。定例では外來の客商の貨物に対してものみ課稅し、これを落地稅と言ふ。本地で生産された物には課稅できない。以前は鄉民が作る麻にまで課稅が及ぶこともあつたが、これは法の禁ずるところであり、もとより厳しく禁止されてきた。一方、小車や脚驢によつて販運する者も外來商人であるが、貨物は

少なく、資本も有限で、額に汗して僅かな利益を得ているに過ぎない。だが、儲けが有るか無いかもわからないのに、貨物を運び込んだ時、まず落地税を取られる。更に一旦旅店に入ったものの、商品が高値で売れないと知つて、すぐさま他所へ行こうとしても、巡攏が脱税を口実に拘留して罰金を取り。異郷の客商には、往々にして怒りをこらえ抗弁しない者もいる。済寧州は水陸の要衝に当たり、商貨が雲集するので、税の徵収量は原額を満たして余りある。どうして小車・脚驢によつて小商いを営む者にまで、際限なく苛斂誅求し、僅かな利まで奪うべきであろうか。このことは一律に厳禁し、濫取を許してはならない」と。

吳は課程が落地税であると断定し、これが外來の物産にのみ課せられる販売税で、税課局大使が徵収すると言つ。但し小車や驢馬により陸路商品を搬入する小商人にとっては、利益の如何にかかわらず徵收される落地税は大きな負担であり、また税課局の職役である巡攏による苛斂誅求も免れ難かつた。そこで吳は、済寧州は交通の要衝で落地税收入は潤沢であることから、陸路を販運する小商人についてはこの税を免除すべしと主張した。のことから、課税対象を大きく逸脱せず、國家の定める原額が確保できれば、落地税の細かな徵收方法

は地方官の自由裁量に委ねられていたことがうかがえる。なお、その後済寧の落地税は知州が徵収するようになった。<sup>(58)</sup>

吳はまた、牙雜税についても改革を行つてゐる。「雜稅論」は続いて次のように述べる。「牙雜税について。旧例では外來の商人で済寧に来て商品を購入する者から、出立の時、貨物の精粗や貴賤を問わず、陸路であれば（輸送手段である）車や駝を計り、水路であれば（貨物の単位である）包や件を計り、道路の遠近を勘案して税を徵収した。歳末には例に倣い、帳簿を作つて会計報告した。しかしその原額は六五両程度に過ぎない。にもかかわらず差役が四方に出向いて関所や市集を騒がせ、需索の手を休めず、駝載された商品には全て

課税するので、商人は牙雜税を非常に恐れ、済寧の市場の一大弊政となつてゐる。私は着任後、直ちにこれを禁止し、額税は牙行に命じて納めさせた。商貨が集まる所で牙行に充當しようとする者は、先を争つてこの僅かな税を支払つたので、大層余裕ができた。しかし牙行が多ければ経紀が必ず入り乱れ、交易に大きな負担を掛ける。そこで私は、資本が大きく取扱商品量の多い者を選んで一八行を定め、それぞれに税を課し、上司に申請して高札を立て、永く定例とした。その他商人の些末な商品については、民の自由な交易を許し、勝

手に牙行を立てるのを禁止した」<sup>(59)</sup>。すなわち呉の着任以前まで、洛寧州では物産を集荷した商人から、商品の量や販売地までの距離に応じて税を徴収していた。これはおそらく商税もしくは狹義の雑税であろう。しかしここでも差役による需索が深刻であつたため、呉はこれを牙行に請負徴収させたのである。これが牙雜税と呼ばれる所以である。しかし牙帖を乱発すると經紀が増え、手数料強要などの弊害をもたらすので、呉は官許牙行を一八行に限定し、彼らに牙雜税を負担せるとともに、零細商人については牙行や經紀の仲介を必要としない自由な交易を許したのである。

以上のように、落地税や雑税は額が微少であることから、地方官によって部分的に免除されたり、牙行に請負徴収されたりすることがあった。特に洛寧州のような流通の結節点では、仲介業者は牙帖の頒給を受けたいがため、積極的に雑税を納付しようとした。そこで呉知州は、当時は有料であった牙帖の発行手数料を免除する代わりに、里甲に科派されていれた花絨・牛角・弓面などの調達費用を牙行に負担させた。<sup>(60)</sup>また洛寧では明代の遺制である匠班銀も、康熙三五年（一六九六）より糸行經紀が代辦していたが、その真相は、呉が牙帖の新規發給を停止したため、将来営業権を奪われることを懸

念した彼らが、匠班銀を自主的に負担することで官の庇護を受けようとしたのであつた。もちろん、その負担は牙帖の発行手数料より少なかつた。<sup>(61)</sup>

ただ、牙行が雑税や差徭を喜んで引き受けたのは、洛寧州ののような商品流通の発達したごく一部の地域だけであつた。それ以外の地域、たとえば河南省彰德府林県では、牙行制度整備の後も官や書役による陋規需索が激しく、閉店した行店の牙帖は銀數十両を付けなければ引き取り手が現れなかつたとまで言われている。<sup>(62)</sup>

課程税に話を戻すと、乾隆『諸城県志』卷九、田賦、雑税は、額外の雑税で呉が徴収するものとして課程税・牙雜税・走税・当税・田房契税を、南信巡檢司が徴収するものとして豆船税を挙げ、「課程と曰うのは、旅店の税であり、練総に管掌させる。牙雜と曰うのは、權量行の税であり、行首に管掌させる」と説明する。牙雜税については解説を要しないであろう。課程税は旅店の税で練総に納めさせるとあるが、これは邸店（旅館と倉庫を兼營する仲介業者）の税で、外来的不審者を取り締まる練總（民兵の指揮官）にその徴収を委ねたのである。<sup>(63)</sup>従つて諸城の課程税も、落地税や商税に近い、市場の流通税であつたことが推測される。なお県志の記述に

よると、これら諸税は雍正四年の上諭によつて一日儘収儘解

に変えられ、乾隆元年の上諭によつて課程・牙雜・走稅（輸送用の牛馬に掛かる税）が定額制に戻された。

このように、課程とは落地税や商税の原資となる税で、山

東省では市集の牙行や邸店から徵收されていた。河南省では、

前章で見た通り、牙税の附加税である老税・盈余・新增・活

稅などが落地税に代替した。直隸省の地方志には課程税や牙

雜税が見られず、牙税や牲畜税の外には、棉花・棉布・油・

タバコなど個々の物品に対し狹義の雜税が賦課されていた。

一方、陝西省西安府では舗戸より課程を徵收していた。嘉慶

『咸寧県志』卷一、田賦には「額外の税課、舗戸に由る者、

課程銀三十七兩六錢五分なり。市集の驃馬に由る者、畜稅銀

五十二兩九分二釐なり。牙人に由る者、牙稅銀八十五兩九錢

なり」とある。また道光『咸陽県志』卷三、貢賦、課稅には

「課程旧額稅銀、城に在りては縣市が、額として二十兩一錢

四分零を納め、鄉に在りては馬莊鎮が、額として一兩二錢八

分を納む」とあり、課程は主に縣城で徵收されていた。この

他、臨潼縣のように課程銀を地丁銀に繰り入れた地域もあつた。<sup>64</sup>

## (2) 江南

まず江蘇省から検討しよう。乾隆『江南通志』卷七九、食貨、關稅、雜稅によると、揚州府稅課司・揚州府揚防守・儀徵縣稅課局・高郵州・通州稅課局に商稅が、徐州府に課程が課されているが、大半の州県は田房稅・牙帖稅・花布牛驥猪羊等稅・當稅（何れも儘収儘解）のみであつたらしい。

揚州府と通州で商稅の名が見えるのは、ここではまだ稅課司や稅課局が機能していたからである。道光『儀徵縣志』卷

一四、食貨、田賦、商稅には概ね次のような内容の記述がある。儀徵縣では嘉慶八年（一八〇三）から道光二十五年（一八

三五）の間、商稅三三九〇兩が稅課大使によつて徵收されていた。道光二三年、稅課大使陳廷銓は「稅課局が徵收する落

地稅・商稅・雜稅は三三〇〇余兩である。昔は稅銀に余裕があつたが、嘉慶二〇年以来、河道の変化により艚船が来なくなり、また鹽商も疲弊したため、牙行の多くが閉店し、稅の

滯納が増大した。本職が道光七年に着任して以来、本縣は度重なる凶作に遭い、現在滯納額は六六九〇余兩に達している。

そこでこれを帳消しにして、縣に徵收を委ねて欲しい」と請願した。陳の要請を受けた儀徵縣知縣石常泰の上申書に対し、

知府豫は稅局の窮状を認めつつ、滯納の帳消しと縣への業務

移管には反対して、「儀徵県税課局の商税と雜税は三三〇〇余両で、内一七二〇余両は各戸より徴収して知県の名義で会計報告し、残る一五七〇余両は商人の貨物販賣に落地税を課して税課大使の名義で会計報告している。しかし落地税は微少であり、県が両方を管理することは困難であるので、別の官吏に委ねるべきである。各戸より徴収する税を県が徴収するというのは良策であろう」と回答した。

嘉慶・道光年間の儀徵県では税課局が商税と雜税を徴収していたが、この内約半分は商人の貨物取引に課せられる細々とした落地税を原資とし、残る半分は「戸の追う可き有り」すなわち特定の戸（おそらく行戸であろう）から徴収していく。しかし河道の遷移や塩商の疲弊によって行戸の多くが破産し、各税の滞納が深刻となつたので、税課大使は徴税業務の県への移管を求めるが、知府は落地税については税課局が引き続き徴収し、特定の牙行からの徴税のみ県に委ねるよう命じた。ここでは商税と雜税が政府に起解すべき税目の名称として、落地税が実際の徴収形態に基づく商税の通称として用いられている。

また、揚州府宝應県でも、民国『宝應県志』卷四、食貨、田賦、時田科則銀米定価附税種類によると、南門外河堤上に

税房を設置して商人の貨物に落地税を課し、ここから商税銀五一二両余を確保していたとあり、道光『重修宝應県志』卷八、貢税によると、城市的商貨に対しては落地税があるが、既に雜辦の名目で地丁に繰り入れられたため、花布税三九両余の原資は莊鎮村集の店舗より取る<sup>(65)</sup>。同県でも民国期まで商税の原資として落地税が課されていたが、城内では早くから地丁に攤入されていたらしい。

通州では、乾隆『直隸通州志』卷五、民賦、雜課によると、旧来商税は州内の場鎮で零細な商品に対し課税していたが、鈔閥でも商税を取るので二重徴収となり、税の確保が困難であった。そこで乾隆八年（一七四三）、知州王師旦が江蘇省での落地税截留を命じた乾隆三年令に基づいて免除を願い出たが、戸部は久しく賦役全書に記載されてきたことを理由に却下したとある。また、光緒『通州直隸州志』卷四、民賦、解支、雜税衛賦学租の通州の項には、税課局が商貨落地税を徴収するとある。更に、民国『南通縣志』卷五、賦税下、雜辦賦税、國稅旧額雜税衛賦によると、通州税課大使が商人より商税や落地税を恣意的に徴収したため、光緒二十四年（一八九八）一〇月、商民顧森泰ら四〇人が知州と上海商務總局に商税の包攬を願い出て裁可されたことが記されている。

以上のように、揚州府と通州では清末まで州県と並んで税課司局が商税や落地税を徵収していた。これは同地方が南北河運の要衝で通関税を徵収するにふさわしい場所であったからであり、咸豐四年（一八五四）、揚州府仙女廟鎮から釐金税が始まったことと軌を一にする。

長江北岸とは対照的に、南岸では落地税や商税、および花布牛驥猪羊税を除く雜税の徵収を語る地方志はほとんど見られない。鎮江府丹陽県では雍正一三年令により落地税徵収地域の画定が試みられたが、その後うやむやにされたようである。<sup>(65)</sup> ただ海上交易の拠点でもある上海では、徵税に特化した「税行」が存在した。彼らは福建・廣東や山東方面に往来する商船に対し、入港時に海關税を徵収し、出港時に船牌を給付していた。<sup>(66)</sup> これを除くと、牙行が落地税や商税を請負徵収していた事例は見当たらない。

次に安徽省について見る。安徽省ではほぼ全域で商税の存在が確認されるが、これらは大抵牙行によつて徵収されている。長江流域の桐城県・宿松県・巢県では牙行が商税を辦納すると言われており、<sup>(67)</sup> 合肥県や來安県でも商戶が商税を支払っている。<sup>(68)</sup> 省都懷寧県では、同治年間より牙釐總局が頒發する行戸の名簿に基づいて、毎年商税を徵収していた。<sup>(69)</sup> 淮河流域

の定遠県や潁州府では、地方志に「此の項（商税）、各鎮の布行経紀が出辦するに係る」「各集の經紀、商税を出辦す」などとあり、鎮集の經紀が商税を支辦していたことがわかる。

安徽ではまた、霍山・鳳台・懷遠・亳州・宣城・旌德・休寧・婺源などの州県で落地税が徵収されていた。この内、宣城・休寧・婺源三県では、雍正末から乾隆初にかけて鄉僻村落での落地税改革が行われている。<sup>(70)</sup> ただ牙行による請負徵収は確認できない。それどころか婺源県では大きな鎮集が無いため、改革以前は各図に落地税を割り付け、舗戸や農民から徵収していた。<sup>(71)</sup>

因みに、浙江省や江西省でも地方志に商税が記載されているが、概して低額で、清代には形骸化していたようであり、牙行の請負徵収を積極的に語る史料は無い。

以上のように、華北では課程・牙雜税・老税などの名の下に、牙行が落地税・商税・雜税の徵収を請け負つていたが、江南では江蘇北部や安徽で商税・落地税が確認されるものの、長江デルタでは雜税徵収に関する記録がほとんど見られなかつた。この事実は何を意味するのであろうか。

華北の商品市場は定期市が中心であった。ここでは客商が

市集を定期的に巡回し、牙行の仲介によつて各地の生産者や消費者と売買を行つていた。従つて牙行の数は比較的多く、その資本は比較的零細であった。一方江南では、商品の集荷・販売体制が発達し、都市の常設店舗で交易が行われていた。ここでは牙行は単に売買を仲介するだけでなく、多くの場合自ら商品を買い集めたり売り捌いたりする問屋業も兼営していた。従つて牙行の中にも階層構造が存在した。上層の牙行は地域によつては「商紳」とも呼ばれ、清代後期以降、都市行政にも積極的に関与するようになつた。

このような流通構造の相違は、中央政府や地方政府による官物調達の役に強い影響を及ぼしていた。問屋制の発達した江南では、既に明末頃から行戸や舗戸に対して「当官」「舗戸の役」が賦課されていたのに對し、清末まで定期市段階にあつた華北では、官の要求する物資や役務をまとめて供給できる問屋がほとんど存在せず、従つて官物調達は差徭という形で里甲（行政村）に割り付けられていた。華北において牙行による雜税の請負徵収が顯著に見いだせるのは、雜税が市集の牙行・經紀からの官物調達の手段として利用されてきたからだと推測される<sup>(1)</sup>。商税は明代の遺制であり、落地税や雜税とともに定額は非常に少なかつたが、國家はこれら形骸化

した税制を梃子として市集の牙行より流通税を集めさせ、地方行政経費を補填したものと思われる。もちろん華中南にも市鎮や市集はあり、特に江南では市鎮が発達していたが、既に問屋からの調達というより効率的な徵収方法が確立しているため、雜税制度は活用されなかつたものと考えられる。

雍正から乾隆初にかけての牙行制度整備は、華北と江南とでは微妙に異なる側面を持つていた。江南では、明末清初より地方行政経費の不足を補うべく州県が牙帖を濫発した結果、商人や農民が負担転嫁の被害を受けたり、不良牙行の横行を招いたりしたため、国家は牙行数を制限して、州県による恣意的徵發を陋規（牙税の付加徵収）に改めさせた。一方華北では、落地税や商税の改革と並行して、これらを請負徵収していた牙行の数も制限された。地方衙門の牙行に対する收奪を抑制することを企図した点で両者は共通するが、保護の対象が江南では主として問屋であったのに対し、華北では専ら市集の仲介業者であつた点で相異なる。

雍正帝や乾隆帝は雜税の溢額を布政使に差し出させて公費とし、併せて牙行の請負徵収や鄉村での落地税徵収を禁止したが、盈余の固定化はその外部に更なる盈余（地方的徵収）を生んだであろうし、華北では改革後も牙行による包攬は統

いた。それでも、一連の改革が主として地方衙門による商業部門からの際限ない収奪を規制したことは確かである。

牙行制度整備以後、華中南では牙税の付加徴収である陋規が地方政府経費の原資となつた。これは一九世紀後期には牙帖捐へと発展するが、華北の市集の牙行には高額の捐を支払う力は無かつた。光緒一年（一八八五）、戸部が各省に牙帖捐実施の可否を諮問したのに対し、山東巡撫陳士杰は、山東は江南のように商業が繁栄しておらず、牙行に充当している者は何れも資力が乏しいため、煙台など沿海沿河の流通拠点を例外として牙帖捐の実施は困難である旨、回答している。<sup>（註）</sup>清末に至るまで、華北の牙行は零細な市集の仲介業者に止まつたのである。

### おわりに

清代の流通課税には、通関税・入市税を淵源とする商税、販売地での取引税である落地税、特定商品を対象とした物品税である狭義の雜税があつた。これに田房契税・典当税・牙行税・牲畜税などを加えたものが広義の雜税である。商税・落地税・雜税は實際には厳密に区別されることなく、何れも

定期市に対する税として用いられ、主として市集の牙行により請負徴収された。牙行による包攬や州県による浮収が商人への負担強化を招来していると認識した雍正帝や乾隆帝は、牙行数を制限するとともに、落地税や商税の改革を実施した。税目の整理、税額の削減、課税地の制限に加え、儘収儘解により雜税を国税から事実上の州県税へ移管したことにより、乾隆後半以降、雜税問題はしばらく国政上の課題から姿を消した。市場が定期市段階にあつた華北では、清末まで牙行による雜税包攬が続いたが、問屋制が発達した華中南、就中江南デルタでは、雜税はほとんど見られなくなつた。以上が本文稿の結論である。

流通課税が全国的に再強化されるのは、周知の通り、太平天国に対する軍事費確保のため臨時に設けられた釐金税からである。釐金税には釐金と呼ばれる閑所において徴収される通關税の他、都市の商人から毎年一定額を認捐（寄付）させるものもあり、それ自体が商税・落地税・雜税の再版であるとも言えるが、釐金税はあくまでも國家の（實際には督撫の）管理下にあり、府州県が課する市集の税という雜税の性質により近いのは雜捐であつた。清末民国期の華北の地方志は、牙行の營業税と並んで様々な雜税・雜捐が州県によつて徴収

されていたことを伝えるが、江南でも布捐や舗捐が設けられ、督撫の財政改革によつても完全には払拭できなかつた。<sup>(76)</sup> そしてこれらの整理を果たせぬまま、清朝は滅亡したのである。

## 註

(1) 明代の商税については以下の諸研究を参照。佐久間重男「明

代の商税制度」『社会経済史学』一三卷三号、一九四三年、同

「明代における商税と財政との関係(一)・(二)」『史学雑誌』

六五編一号・二号、一九五六六年、山根幸夫「明・清初の華北の

市集と紳士・豪民」『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』燎原

書店、一九七七年(山根『明清華北定期市の研究』汲古書院、

一九九五年所収)、新宮(佐藤)学「明代後半期江南諸都市の

商税改革と門攤銀」『集刊東洋学』六〇号、一九八八年、同

「明代の牙行について—商税との関係を中心にして—」『山根幸夫教

授退休記念明代史論叢』下巻、汲古書院、一九九〇年。

(2) 佐藤学「明末清初期一地方都市における同業組織と公権力—

蘇州府常熟県『當官』碑刻を素材に—」『史学雑誌』九六編九

号、一九八七年。

(3) 拙書『明清時代の商人と国家』研文出版、二〇〇二年。地域

別に見ると、前書では江南や重慶における問屋化した牙行につ

いて検討したが、本稿では華北を中心とした市集の仲介業者としての牙行を主たる考察対象としている。

(4) 『大清世祖章皇帝実錄』卷九、順治元年一〇月甲子

是日。上御皇極門。頒即位詔於天下。……。閏津抽稅。原

寓議察。非欲困商。順治元年准。通免一年。自二年正月初一

日以後。方照故明初額起稅。凡末年一切加増。尽行豁免。其

直省州縣零星抽取落地稅銀名色。概行嚴禁。

〔皇朝文献通考〕卷二六、征榷一、征商、閔市

(順治)二年。禁革陝西省落地稅銀。

〔大清世祖章皇帝実錄〕卷三〇、順治四年二月癸未

以浙東・福建平定。頒詔天下詔曰。……其州縣零星抽取落地

稅銀名色。及閩省勢宦土豪・不肖有司。向來津頭・牙店。擅

科私稅。概行嚴禁。違者重治。

同右。卷三三、順治四年七月甲子

以廣東初定。特頒恩詔詔曰。……。抽稅原以裕國。非欲病

民。明朝末年。濫行抽取。殊屬虐商。自順治四年正月初一日

起。凡府州縣零星抽取落地稅銀名色。及勢宦土豪・不肖有司。

向來津頭・牙店。擅科私稅。概行嚴禁。違者重治。

(5) 康熙『大清会典』卷三五、戶部一九、課程四、雜賦

(康熙元年)又題准。禁止有司私給稅單收稅。

十二年。覆准。小民肩挑背負尺布・斗米・蔬果・食物貿易者。

地方官不許徵稅。

(6) 雍正『大清会典』卷五三、戶部、課程五、雜賦

(康熙)二十六年。議准。自康熙十五年起。直隸等省加增田

房契稅銀。十五・十六兩年起。直隸等十一省加增牛驥稅銀。

十六年起。直隸等十二省加增當稅銀。十七年起。直隸等十一

省加增塙牙・牙帖等稅銀。十九年起。直隸等十二省加徵糟坊

酒稅銀。通行直省各督撫。嚴行所屬。免其徵收。

(7) 同右  
〔康熙〕四十五年。議准。……嗣後一應牙行。照五年編審之

例。清查更換新帖。其中若有光棍頂冒朋充。巧立名色。霸開總行。逼勒商人。不許別投。拖欠客本。久占累行者。該地方官不時嚴行查拿。照此例治罪。如地方官通同徇庇。事發。一併參處。

(8) 同右

(康熙) 四十八年。覆准。除稅課定例。應立牙行者。照旧設立外。其奸宄之輩。希圖取利。捏稱牙行。於良民買賣之際。混行索詐。責令順天府府尹。通判。大宛二縣。五城兵馬司。嚴行查拿。照例從重治罪。

『大清聖祖仁皇帝實錄』卷三三八、康熙四八年六月庚子

吏部議覆。江南道監察御史張萬奏疏言。……一。貿易貨物。設立牙行。例給官帖。使平準物價。乃地方棍徒。於瓜果菜蔬等物。亦私立牙行名色。勒捐商民。請勅部查稅課定例。除應立牙行者。照旧設立外。其余一切私設牙行。尽数除革。俱應如該御史所請。從之。

(9) 雍正『大清會典』卷五三、戶部、課程五、雜賦

(雍正四年) 又覆准。嗣後各省牙帖。一例由藩司鈐蓋印信頒發。不許州縣濫給滋弊。倘各州縣仍有私行濫給者。該督撫即行指參。行部議処。

(10) 乾隆『欽定大清會典則例』卷五〇、戶部、雜賦下、禁例

(雍正) 十一年。諭。各省商牙雜稅。固有閑國課。亦所以便民。是以各省額設牙帖。皆由藩司頒發。不許州縣濫給。所以杜增添之弊。不使貽累於商民也。近聞。各省牙帖。歲有加增。即如各集場中。有雜貨小販。向來無藉〔籍〕牙行者。今概給牙帖。而市井姦牙。遂恃為護符。把持爭奪。抽分利息。是集場多一牙戶。即商民多一苦累。況牙帖納稅。每歲無多。徒滋

繁擾。甚非平恤通商之本意。著直省督撫。飭令各該藩司。因地制宜。著為定額。報部存案。不許有司任意加增。嗣後止將額內各牙退帖頂補之處。察明換給新帖。再有新聞集場。應設牙行者。酌定名數給發。亦報部存案。如此則貿易小民。可永除牙戶苛索之弊。欽之。

(11) 同右

(乾隆元年) 又覆准。牙戶如各牙行式微。無力貿易。有情願報官歇業者。即令其開除報部。不必俟頂補有人。方准退帖。違者照例處分。

(12) 同右

(乾隆) 四年。諭。……近聞。江蘇各屬。於額帖之外。陸統增請者。一縣竟有數十張。以至百余張不等。此必州縣官聽信吏胥播弄。借新聞集場準其增設之例。或旧業而捏為新設。或裁牙而濫請改充。徒使貿易小民。受其苛索。莫可申訴。江蘇如此。則各省亦必皆然。……該地方若有新聞集場。應設牙行者。該印官詳確查明。取具印結。由府州覈實詳司。給發牙帖。如非新聞集場。濫濶請增者。即行題參。從重議処。欽之。

(13) 同右

(乾隆) 五年。諭。……嗣後胥役。見在更名捏姓。兼充牙行者。令地方官。嚴察確實。即行追帖。勒令歇業。並將胥役充補牙行之弊。永行嚴禁。

(乾隆) 七年。覆準。客商販買米豆。皆須投託牙行。恐狡猾牙行。有意把持。高擡價直。於中取利。行令直省督撫。飭令該地方有司。通行出示。嚴切曉諭。商人既不得藉貨居奇。行家更不得把持增値。倘有居奇把持等弊。即察明究治。

(乾隆) 九年。題準。嗣後地方官濫給牙帖者。該管上司。失

於稽察。將知府照巡綽官失於稽察例。罰俸一年。司道照不行詳察例。罰俸六月。……

- (14)『大清高宗純皇帝實錄』(以下「高宗實錄」と略記)卷七四、「乾隆三〇年八月戊午。なお張によると、乾隆六年(一七五六)、湖南按察使嚴有禮が外省牙行の五年編審制実施を願い出たが、同様の理由で却下されたとあり、この制度は外省では以前から施行されていなかったようである。『宮中檔乾隆朝奏摺』第二五輯、乾隆三〇年六月二四日、江西布政使張逢堯。

- (15)嘉慶『欽定大清會典事例』卷一九七、戶部、雜賦、禁例

(嘉慶)九年。議准。京城及直隸省屬各牙經紀。除病故照例募補外。其緣事退帖。必須查明實係年老有疾及不安本分之人。方准革退另募。不得任意去留。

- (16)前註(1)佐久間「明代における商税と財政との関係(一)」。

康熙『大清會典』卷三四、戶部一八、課程三、閑稅。  
本朝設閑權稅。歷年建革不一。有徵商稅者。有徵船料者。有兼徵船料・商稅者。所收課稅。解歸戶部。間有支撥兵餉・河工等項。

- (17)『大清世宗憲皇帝實錄』(以下「世宗實錄」と略記)卷五三、

雍正五年二月丁丑の項には、江西巡撫汪灤(雍正四年五月—雍正四年一〇月在任)の上奏として「江西では從來落地稅を徵収してきたが、康熙末、巡撫白熙(康熙五六年七月—康熙五九年七月在任)が落地稅を廢止し、巡撫や司道の公捐より代納した。そのため毎年の徵稅台帳は具文となつた。後任巡撫の王企鼎(康熙五九年七月—雍正元年正月在任)や裴一律(雍正元年正月—雍正四年五月在任)もこれに倣うことを許可された」と記す。白らが落地稅を公捐より支出したのは、微少な落地稅の徵

收費用を節約するためであったものと思われる。雍正帝は汪の上奏に対し、地方官が商人に代わって落地稅を支払うというのは完名行為であり、國体をないがしろにしていると難じ、それは完全要請を却下した。なお汪は四年一〇月乙酉に巡撫を解任され、五年二月辛酉に考試官查嗣庭・俞鴻圖による不正事件の巻き添えで降格されている。

- (18)佐伯富「清代雍正朝における養廉銀の研究—地方財政の成立をめぐって—」佐伯『中國史研究』第三、同朋舎、一九七七年、一九三・一九六頁。また『世宗實錄』卷三〇、雍正三年三月丁卯の上諭によれば、貴州省思南府および大定府の咸寧・黔西・大定・畢節四府州県では、過往の牛馬・銅塙・落地等稅を毎年八一九千兩から二一三千兩徵收しているが、正項として送金するには数百両に過ぎないため、これら府州県の養廉は非常に潤沢であると指摘している。

- (19)『世宗實錄』卷八九、雍正七年二月癸卯。

- (20)同右、卷一〇〇、雍正八年二月乙亥。

諭戶部。向來各處落地稅銀。大半為地方官吏侵漁入己。是以定例。報出稅銀四百兩者。准其加一級。後因查報漸多。吏部定議。報出稅銀八百兩者。准其加一級。……且落地稅銀。非正項錢糧。有一定之數者可比。侵蝕隱匿者。固當加以処分。而爭多鬭勝者。不但不當議叙。亦當與以処分。……嗣後各省落地稅及稅契銀兩。如搜求需索。以致盈余之數。倍於正額。或將十數年以前置買產業。苛索擾累者。令該督撫題參革職。上司失察徇庇者。查出照例議處。其於正額外實在盈余者。以八百兩為率。准加一級。多者不得過三級。

- (21)乾隆『欽定大清會典則例』卷五〇、戶部、雜賦下、禁例

(雍正)十三年十月。諭。朕聞。各省地方。於閩稅・雜稅外。更有落地稅之名。凡擾鋤・箕帚・薪炭・魚蝦・蔬果之屬。其直無幾。必察明上稅。方許交易。且販自東市。既已納課。貨於西市。又復重徵。至於鄉村僻遠之地。有司耳目所不及。或差胥役徵收。或令牙行總繳。其交官者甚微。不過飽姦民猾吏之私囊。而細民已重受其擾矣。著通行內外各省。凡市集落地稅。其在府州縣城內。人煙湊集。貿易衆多。且官員易於稽查者。照旧徵收。但不許額外苛索。亦不許重複徵收。若在鄉鎮村落。則全行禁革。不許貪官污吏。假借名色巧取。著該督撫。將通省額徵稅額。分晰原額・新增。並原設稅口。例載貨物。應留應革款項。造冊題報。其如何裁革禁約之處。詳細造冊。報部察覈。

(22)『高宗實錄』卷六、雍正二三年二月戊戌。

(23)同右、卷四四、乾隆二年六月己巳、同右、卷五三、乾隆二年閏九月乙亥、同右、卷五七、乾隆二年一月癸未、同右、卷四一、乾隆二年四月丁亥、乾隆『欽定大清會典則例』卷五〇、戶部、雜賦下、禁例、乾隆二年の項。

(24)『高宗實錄』卷七七、乾隆三年九月己卯、同右、卷七八、乾隆三年一〇月丁亥、乾隆『欽定大清會典則例』卷五〇、戶部、雜賦下、禁例、乾隆三年の項。

(25)『高宗實錄』卷九〇、乾隆四年四月己丑、同右、卷一〇七、乾隆四年一二月辛卯。

(26)乾隆『欽定大清會典則例』卷五〇、戶部、雜賦下、禁例(乾隆元年)又覆準。浙江嘉興・台州・溫州・廈州等府屬之角里等處各口界址。每年應徵商稅等銀。永行禁革。

〔高宗實錄〕卷四三、乾隆二年五月乙卯

戸部議准。湖南巡撫高其倬疏報。遵旨酌裁永州府帶徵商稅。及常德府報增贏余鹽鈔・昌平熟鐵等稅。武岡州報增贏余鹽鈔・酒醋等稅。岳州府巴陵縣報出贏余雜稅。並係零星商販額外加增之項。應請革除。從之。

角里は嘉興府海鹽県の用里墟市を指すものと考えられる。この他広東や広西でも雜稅改革が実施された。同右、卷四一、乾隆二年四月丁亥、同右、卷四四、乾隆六年六月壬戌。

(27)同右、卷一二三、乾隆五年三月是月に収録された河南巡撫雅爾圖の一件の奏。また雅爾圖『心政錄』奏疏卷一「為奏明事」(乾隆五年三月一日)。

(29)『高宗實錄』卷一五四、乾隆六年二月壬申

戸部議准。調任直隸督學孫嘉淦。遵旨酌定直屬牙行應裁應留各款。一。直屬牙行。除現在額帖內。凡係遠商總貨到地發完。以及各項貨物。必須經紀詳覈者。原有牙帖。應照舊存留。中雜貨小販。零星土產。既遵諭旨。不收落地稅。牙帖處一例刪除。一。牙帖內多有稱雜字者。便於把持壟斷。應將此項名目。盡行刪除。一。牙帖與落地稅相表裏。嗣後牙人。凡各州縣原無落地稅地方。止許於城廂行牙。不得往鄉鎮村落。私行抽取。其有落地稅地方。止許在題定現收處所。不得於已裁處所私收。遇有認退等事。俱報明地方官。詳准給帖。不許私相當壳。一。嗣後除有新聞集場。許再行酌定名數給帖。不得於額外任意增添。一。順天・保定・河間・正定・順德・廣平・大名等府。並冀・深・定等州屬。原有額外余牙一項。名曰盈余牙稅。應請裁汰。從之。

(30) 乾隆『欽定大清会典則例』卷五〇、戸部、雜賦下、禁例  
（乾隆九年）又題準。安徽等十三府州屬雜稅項下生驢・花布・

煙油等項銀。或娶有款無徵。印官捐解。或空有地名。並無市集。或重徵經行・牙行。或雜派於舖家・煙戶。實為擾累。悉准予豁免。

(31) 嘉慶『欽定大清会典事例』卷一九五、戸部、雜賦、落地牛馬  
猪羊等項雜稅。乾隆二九年・三〇年の項。

(32) 同右、乾隆四一年の項。

(33) 同右

又議准。直隸省徵收落地稅銀。在府城州縣內者。照例徵收。其在鄉鎮村落者。全行禁革。

又議准。直省徵收落地稅銀。均令將應徵稅則条款。於收稅處所。刊刻木榜。懸示通衢。並將已革之稅。概行刊榜曉諭。

なお前文で言う「直隸省」とは今日の河北省のことではなく、後文の「直省」と同様、外省全域を指すものと思われる。

(34) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三八輯、乾隆四二年四月二六日、山西巡撫巴延三、第四二輯、乾隆四三年二月二十四日、山西巡撫巴延三、第四六輯、乾隆四四年二月二三日、山西巡撫巴延三、第五〇輯、乾隆四七年正月一〇日、山西巡撫譚尚忠、第五四輯、

乾隆四八年正月一五日、山西巡撫農起の各奏によると、乾隆四一・四二・四三・四六・四七年の帰化城の落地雜稅銀は毎年一万五千兩、牲畜錢は毎年九千兩で、盈余は毎年二七三兩から二七四一兩であった。また同右、第四二輯、乾隆四三年四月二日、湖南巡撫顏希深、第四七輯、乾隆四四年五月一〇日、護理湖南巡撫陳用敷、第五一輯、乾隆四七年三月二〇日、署理湖南巡撫李世傑の各奏によると、乾隆四一・四三・四六年の宝慶府

の商稅盈余は何れも八三三両であった。

(35) 『大清仁宗睿皇帝実錄』卷四一、嘉慶四年四月乙未。

(36) 前註(1)新宮「明代の牙行について」八四五・八四七頁。

(37) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第一九冊、雍正八年一一月九日、山西巡撫石麟・山西布政使蔣洞。

(38) 同右、第二四冊、雍正二一年五月二二日、湖廣總督邁柱。

(39) 但し落地稅は商稅より最終消費地での販売税としての性格が強かった。甘汝來「請除煩苛之榷稅疏」（賀長齡『皇朝經世文編』卷五一、戸政二六、榷酷所收）

故關津有過路之稅。鎮集有落地之稅。酌其所獲利息之多寡。不過十取其一。以充賦課。

(40) 琴川居士『皇清奏議』卷二一、許承宣「請禁額外苛徵疏」（康熙一九年）

何謂稅外之稅。……且既稅船則不稅貨。而又有落地之稅。有寄鈔之稅。是兼船與貨。而兩稅之矣。商賈之力。幾何而堪此殷削耶。此苦於稅外之稅也。

(41) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第七冊、雍正四年七月二六日、廣東巡撫楊文乾

臣查。粵東落地稅銀一項。每年除正項之外。督撫司道以及府州縣。俱有規札。今奉部文。令臣澈底查明。尽歸公帑。每年約可得數万金。

(42) 同右、第二冊、雍正六年六月一二日、雲南總督鄂爾泰。

(43) 同右、第一七冊、雍正八年二月一六日、廣東布政使王士俊。此外各府州縣。有落地稅・田房稅之別。落地稅。多屬知府經管。田房稅。專屬州縣經管。

(44) 同右、第一〇輯、雍正九年三月七日、湖南巡撫趙宏恩。

(45) 『雍正硃批諭旨』第三四冊、無年月、湖南巡撫王國棟

湖南辰州府塙木二項落地稅銀。向係知府監收。每年額徵銀二千四百余兩。

(46) 同右、第六九冊、雍正七年九月一日、巡察山西等處戶科掌印給事中宋筠

臣聞。潞安等處。落地稅物甚多。係知府委人收管。

同右、第六九冊、雍正七年一一月二二日、巡察山西等處戶科掌印給事中宋筠

臣訪聞。山西落地稅甚多。潞沢一府更甚。

(47) 『高宗實錄』卷三二、乾隆元年一月乙卯

戶部議准。原署四川巡撫王士俊疏言。寧遠府知府。事務較繁。請將南門外落地一稅。並寧番・會川・九道溝三稅口。改歸統設之通判經理。從之。

(48) 『皇清奏議』卷一八、李贊元『請禁無藝之徵疏』(康熙二年)

乃有奸民・惡棍。串通衙蠹。借鑑稅名色。在于該地方官。賄當行帖・執照。有所為斗子・秤子・牙行・經紀・集頭・保長等項。名雖不一。大率以硃標印信。為護身符券。如虎而翼。公然肆詐。凡民間斗米・耕牛・隻鵝・尺布。無不攝取用錢。以故落地有稅。空舟有稅。

(49) 河南省の大半の州県志では、牙稅は原額・新增・盈余・新認など複数の項目に分別されている。拙書『清代財政史研究』汲古書院、二〇〇二年、一九六頁。また、嘉慶『欽定大清会典事例』卷一九五、戶部・雜賦、落地牛馬猪羊等項雜稅、乾隆四年の項に

又議准。河南老稅。每年額徵銀三千五百九兩九錢有奇。贏余正額銀六万五千四百九十五兩三錢有奇。新增額稅銀万六千五

百九兩三錢有奇。活稅銀四千五十兩八錢九分有奇。

とあり、乾隆四一年の雜稅定額化の際、河南省では老稅・贏余正額・新增額稅・活稅などの額が定められた。また道光一六年(一八三八)、河南巡撫桂良は帰德府睢州の吏目孫聯輝の不正徵

稅疑惑に関連して  
該州額徵活稅。向俱飭委吏自代徵。相沿已久。並無落地稅名

目。  
と述べている。『大清宣宗成皇帝實錄』卷二八三、道光一六年五月内戌。

(50) 岸本美緒「国立国会図書館蔵『河南錢糧冊』について」『清朝と東アジア―神田信夫先生古稀記念論集』山川出版社、一九九二年(岸本『清代中国の物価と経済変動』研文出版、一九九七年所収)、五三一頁(著書頁数)。

(51) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二〇輯、乾隆二九年三月一二日、河南巡撫阿思哈

摺布政使弘德恭錄硃批奏摺一件内称。懷慶府河内県所屬之清化鎮。向設稅課大使一員。抽收稅課。每年徵解老稅銀一千八百一十九兩零。

(52) 『雜稅全書』蘇松等處、六葉裏

查。落地雜稅銀兩。雍正十三年。欽奉上諭。分別應裁應留造報。嗣經查明。蘇州府屬常熟縣盈余銀八兩五錢七分。常州府屬江陰縣盈余銀一兩四錢三分五釐。鎮江府屬丹陽縣盈余銀二十一兩四錢三分二釐。均係出自鄉鎮村落屠戶收繳。官難稽察及裁汰欠額。應行革除。

(53) 李贊元『信心齋疏稿』卷下、戶垣奏稿「雜稅科則疏」  
乃有非賦非役。如牙行・當稅・開門・攤・漁課等項。種種

雜徵。此皆出之丁田之外者也。所徵者惟在牙行當舖之家。市肆興販之衆。与力田耕種之農民。毫無干涉。查。江南。湖廣。陝西。福建等省。雜稅俱混列由單之内。且註定額數。……窃恐。貪官蠶役。將所有額徵商稅。或入己私肥。或受賄壳免。

因而另行按畝派徵。抑或藉稱牙當鮮少。有虧原額。復令民間攤賄。皆未可知。

(54) 嘉慶『長山縣志』卷一、輿地、市集

查得。長山縣集場。旧有周村。東閔二處。間有經紀。在集評

併交易。每年原解課程銀十四兩五錢八分。牙雜銀六錢二分。

牛驢稅銀三兩。即係兩處經紀。照顧收交。廩庫解免。

(55) 前註(1)山根によると。明代では税課司局の巡攔が市集

(特に城集)より商稅を徵収していたようであるが。清代では

商稅の名称は使われなくなる。また明代では商稅は課程鈔とも

呼ばれていたようであるが。清代では課程は直接商稅を指さな

くなる。

(56) 民国『洛陽縣志』卷四、賦稅、課稅

牙行營業稅。旧称牙帖稅。即城鎮街市之斗秤牙紀。五年編審

一次。光緒二十一年十月。帖費改稱當徵費。課程改稱牙行營業

稅。每逢編審。帖費交足。課程按季交納。

民国『牟平縣志』卷四、政治、財政、雜稅、牙行營業稅

業牙行者。納實領帖。按年繳納課程。是為牙稅。清初已行之。

純為一種包辦性質。

民国『青城統修志』第二冊、田賦、雜稅

查。牙稅一項。清季即有此項稅務。……歷來招商包辦。須繳

五年帖費若干。每年課程若干。

ただ、清代の課程は牙行の有無にかかわらず、市集に対して科

徵されていた。たとえば武城県の鄭官屯集は牙行がいても課程を納めない義集であったが、禹城県の北辛店集は康熙末に經紀を廢して義市となつたものの、集民が義地を輪番で耕作して課程を納め続けた。前註(1)山根、四二頁(著書貞數)。

(57) 乾隆『濟寧直隸州志』卷六、輿地五、賦役、吳禮「雜稅論」

(『救濟錄』所收)

額外之征六。曰課程。曰牙雜稅。曰牛驢抽稅。曰班匠。曰稅

契。曰當稅。……課程額徵一千二百一十八兩有奇。乃稅課局

大使經管徵解者。定例原止征外來客貨。謂之落地稅。而本境

土產之物。皆不得征。從前有濫及鄉民麻枲之屬。亦俱不免。

此法所當禁者。固已嚴行禁止矣。至於小車。腳驢駝載負販者。

雖亦外來。而貨物無多。資本有限。勞其筋骨。以博蠅頭。利

之有無。尚不可知。落地之時。先須抽稅。更有聞知貨不得稱。

甫落店家。旋即他往者。巡攏之役。輒借漏稅名目。拘留罰罰。

異鄉客旅。往往有含屈而莫辨者。濟當水陸要衝。商貨雲集。

量度所征。足額有餘。豈可誅求無藝。利尽鎗銖。徧及小車。

又諭。撫廩浙奏。山東濟寧州。向有落地稅錢。係巡漕衙門徵

收應用。乾隆年間。巡漕和琳。以其事屬瑣細。付与州牧。代

為徵收。遂成定例。後任巡漕。俱由濟寧州衙門。按月供給。

とあり、盧浙の上奏によると、かつて濟寧の落地稅は巡漕衙門

が徵收していたが、山東巡漕和琳(乾隆五二年九月—乾隆五六年二月在任)が知州に徵收業務を代行させ、以後定例となつた

らしい。しかし道光帝の諭問に対し、山東巡撫琦善は

遵查濟寧州所收落地稅課。俱係儘數解司。其供給巡漕錢文。

拋查明由歷任州牧。自行捐贈。是供給一項。本與稅課無涉。

此項並無捐存。

と回答し、濟寧州の落地税は全額布政司に起解されており、州

から巡漕衙門へ送られた錢は知州の私費<sup>11</sup>規範であると反論し

ている。落地税が巡漕の行政経費に流用されたか否か、この史料だけでは判断できないが、知州が落地税を徴収するようになつたことは確かなようである。

(59) 前註(57)

牙難稅一項。旧例凡外處商買。到濟買貨者。起腳之時。不論貨物之精粗貴賤。陸路計車計駝。水路計包計件。按道路之遠近而征之。歲終循例。造冊奏銷。然額解止六十五兩有奇耳。乃差役四出。騷擾閔市。勒索不休。駝載征無遺物。商販視為畏途。殊為済市一大弊政。余蒞任之始。即嚴行禁革。將額稅。責成牙行辦解。夫商貨聚集之處。謀充牙行者。爭先恐後。令辦此些須之稅。頗為裕如。然行多則經紀必難。交易多累。余酌量本大貨多者。定為十八行。分別派稅。詳明上司。刊示木榜。永為定例。其余負販微物。聽民貿易。不許私自立行。

(60) 同右

然牙人領帖。例有帖値之入。額稅既已不欠。豈肯以此自玷。

因而一帖不給。止令各行。公同互保殷实之人。充應完辦額稅。

免其帖値。然有應解花緜。牛角。弓面等項。本色額征。定値甚少。委官採辦解京。例有帖費。向皆出自里下。殊為煩擾。因画变通之道。乃勉勸牙行任之。蓋經紀不費本資。赤手而得商用。歲入頗厚。今既不取其帖値。惟令照行大小。公議認辦本色某項若干。給兌額征値銀。解交委官。計其所費。不過帖

(61) 同右

至若班匠一項。但有應解之額。實無可征之人。……至康熙三十五年。有糸行經紀員呈。情願認輸班匠。叩其意。以余不行給帖。隨人貿易。恐将来有奪其行業者。故願認完班匠。雖曰急公。實自為計。其所輸。猶不及從前之帖値。因從其所請。歷年照行。遂為成例。

(62) 民國『林吳志』卷五、財政、稅捐、牙稅。拙書『清代財政史研究』一八七一—一八八頁。

(63) 邱店については、日野開三郎『唐代邱店の研究』著者刊、一九六八年(『日野開三郎東洋史學論集』第一七卷、三一書房、一九九二年所収)、斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、一九六八年、宮澤知之『宋代中國の國家と經濟』創文社、一九八八年、練總については、谷口規矩雄「明末の鄉兵・義軍について—明末政局の一齣」神戸大学文学部『研究』四三号、一九六九年などを参照。

(64) 乾隆『臨漳県志』卷四、賦役

額外徵解課程銀三十八兩四錢四分。……在于地糧攤徵。

(65) なお、康熙『寶應県志』卷六、貢賦、雜稅にも「花布・煙包稅銀三十九兩二錢。此項係鎮集舖店輪納起解」とあり、県城における落地税の地丁への攤入は清初より実施されていた模様である。

(66) 光緒『重修丹陽県志』卷八、賦役、雜稅

再査。落地税。雍正十三年。欽奉上諭。分別處裁應留。未有定案。

（67）

『上海碑刻資料選輯』上海人民出版社、一九八〇年、六八一六九頁「江南海閥為商船完納稅銀折合制錢定值告示碑」（乾隆五三年七月九日）、七一頁「蘇松太兵備道為禁止牙行留難進出客船告示碑」（道光二年八月二十四日）、七二一七三頁「上海縣為商行船集議閩山東各口貿易規條告示碑」（道光七年）。また、七八頁「上海縣為興建大碼頭各業自願捐繳一年貼費告示碑」（同治六年七月）にも税行の名が見える。

（68）道光『桐城統修縣志』卷二「田賦、雜徵、商稅、民国『宿松縣志』卷一六上、賦稅三、雜課、道光『巢縣志』卷六、食貨」、

田賦、雜課。また、光緒『青陽縣志』卷一、賦役、商稅による

と、同県では經紀の帖銀（県が給付する營業許可証の發行手数料）より商稅を捻出するある。

（69）嘉慶『合肥縣志』卷六、田賦、賦銀、道光『來安縣志』卷三、食貨上、田賦、雜課。なお、合肥の商戸は四八戸で、県照を給付されているが、司帖は受領していない。

（70）民国『懷寧縣志』卷七、賦役、雜稅。

（71）道光『定遠縣志』卷四、食貨、田賦、乾隆『潁州府志』卷三、食貨、田賦、不在丁田徵解雜稅。

（72）光緒『宣城縣志』卷七、編銀、魚課雜稅、道光『休寧縣志』卷五、食貨、雜權、民国『重修婺源縣志』卷一〇、食貨三、雜稅。

（73）同右『婺源縣志』

牛猪・花布・油・麴・煙包等項落地稅銀。緣婺邑境內。並無大集・市鎮。兼不出產貨物。民間需用各物。悉從隣境肩販而

來。並無可報之稅。從前各項落地稅銀。俱係按圖坐派。則額辦納。有鋪面之處。分派於各舖戶完納。無鋪面之處。其牛猪稅。或派於蓄養牛猪之家。其花布等稅。或派於各煙戶斂納。抑或係輪值糧里。約保辦納。

（74）

拙書『明清時代の商人と國家』および『清代財政史研究』で私は地方的徵收の地域的差異について、江南（より広くには華中南）では牙行を中心とする都市商工業者を対象としたのに對し、華北では里甲を対象としたという圖式を描いたが、更に本稿での検討を通じ、市集の牙行からの徵收も存在したこと、特に華北ではその役割が比較的大きかったことを付け加える。

（75）

陳士杰『陳侍郎奏稿』卷六「覆陳部議開源節流各條摺」（光緒一一年七月三日）

又第五条。推廣沙田・牙帖捐輸。……牙帖一層如各項。經紀向例由司頒發。按年納稅。名曰牛驢・牙棟・課程等銀。歷經報部有案。東省市面蕭條。迥非江浙可比。業行戶者。率皆小本經營。以代存客貨。抽其行用。為出息。至煙台等處沿海沿河地方。間有殷實行棧。或可飭令捐輸。

（76）拙書『明清時代の商人と國家』第八章「清代後期江南における雜捐と善堂」なお、徐士佳は「請禁江蘇落地布捐疏」（王延熙・王樹敏『皇朝道咸同光奏議』卷三七、戶政、釐捐）にて布捐を「落地布捐」であると主張しており、雜捐が落地稅と同系の科徵であると見なされていていたことをうかがわせる。

（やまもと すすむ 北九州市立大学経済学部助教授）